

(仕様書番号 第 総庁物-2 号)

(案)

電力調達契約書

1. 件名 山県市庁舎ほか28施設の電力調達
2. 仕様 別紙仕様書のとおり
3. 供給場所 山県市長が指定する場所
4. 供給期間 令和8年4月1日0時00分から
令和10年3月31日24時00分まで
5. 契約単価 別紙 契約単価一覧のとおり
6. 契約保証金 免除

上記の電力調達契約について、発注者と受注者とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な単価契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 山県市

代表者 山県市長 林 宏 優

印

受注者 住 所

氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別紙山口市庁舎ほか28施設の電力調達仕様書（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする電気（以下「本物件」という。）の売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、本物件を頭書記載の供給期間中、発注者に対し継続して安定的に供給するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第3条 受注者は、この契約上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後も同様とする。

(費用の負担)

第4条 この契約の締結に要する費用及び本物件の供給に必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第5条 発注者は、本物件の供給を受け、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

2 この契約の締結後、法令の改正等により、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(契約内容の変更)

第6条 発注者又は受注者は、この契約の締結後、天災、市場価格の著しい変動等により、本契約に定める内容が不相当となった場合その他必要がある場合は、発注者と受注者とが協議の上、契約内容を変更することができる。

(発注者の催告による解除)

第7条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなくて、供給期間開始後に供給しないとき。
- (2) 債務の履行を放棄し、又は正当な理由がなくてこれを中止したとき。
- (3) 債務の履行に際し、受注者又はその使用人等が発注者の指示に従わず、若しくは職務の執行を妨げ、又はその他不正な行為をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除)

第7条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 本物件を供給することができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 第10条又は第10条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 受注者について破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、事業執行が困難と見込まれるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が債務の履行をせず、契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(談合その他不正行為による解除)

第7条の3 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為（以下「独占禁止法違反行為」という。）があったとして、独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき（当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下この条において「抗告訴訟」という。）が提起されたときを除く。）。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「課徴金の納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含み、当該納付命令に係る抗告訴訟が提起されたときを除く。）。
- (3) 公正取引委員会が受注者に独占禁止法違反行為があったとして行った決定に対し、受注者が抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 公正取引委員会が行った排除措置命令又は課徴金の納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令等」という。）において、この契約に関し、独占禁止法違反行為

の実行としての事業活動があったとされたとき。

(5) 排除措置命令等により、受注者等に独占禁止法違反行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（排除措置命令等に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該独占禁止法違反行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(6) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

（暴力団排除措置による解除）

第7条の4 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 受注者の役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

(3) 受注者の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。

(4) 受注者の役員等が、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用しているとき。

(5) 受注者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。

(6) 受注者の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に本物件需給契約代金債権を譲渡したとき。

（不当要求による解除）

第7条の5 発注者は、受注者が、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) この契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて発注者の信用を棄損し、又は発注者の業務を妨害する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が発注する本物件の受注者として不適切であると認められる行為

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第7条の6 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により、この契約を解除されたときは、発注者に対しその損害の賠償を求めることはできない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第8条 第7条各号又は第7条の2各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、これらの条の規定による契約の解除をすることができない。

(協議解除)

第9条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除)

第10条 受注者は発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその債務の履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除)

第10条の2 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により本物件を供給することが不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条 第10条又は第10条の2に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときには、受注者は、これらの条の規定による解除をすることができない。

(解除等に係る違約金)

第11条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第7条、第7条の2、第7条の4又は第7条の5の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) この供給期間中に本物件の供給の一部が履行されないとき。
- (3) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務が履行不能となったとき。

- 2 次の各号に掲げる者がこの契約の解除をした場合は、前項第3号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について民事再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第3号に該当するとみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

（談合等に係る違約金）

第12条 受注者は、この契約に関して、第7条の3各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第7条の3第1号から第5号までに掲げるもののうち、決定の対象となる独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第7条の3各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第11条の2第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。

- 3 第1項の規定による損害の賠償は、前2条の規定により受注者が違約金の支払いをした場合は、発注者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えたときに限り、その超過分につき請求することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第14条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第10条又は第10条の2の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第5条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領代金につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当介入への対応)

第15条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定による発注者への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあるときは、発注者に履行期間の延長等を請求することができる。
- 3 発注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、必要があると認められるときは、履行期間の延長等の措置を講じるものとする。

(補則)

第16条 受注者は、この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び条例並びに山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）を遵守しなければならない。

- 2 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度発注者と受注者とが協議の上これを定めるものとする。

契約単価一覧

No.	施設名	施設所在地	基本料金 契約単価 (KW)	契約種別1 電力量料金 契約単価 (kWh)		契約種別2 電力量料金 契約単価 (kWh)		
				夏季	その他	昼間時間	夜間時間	重負荷時間
1	山県市庁舎	高木1000番地1						
2	図書館	大門850番地65						
3	教育センター	富永495番地						
4	文化の里	洞田127番地131						
5	高富公民館	高富1275番地1						
6	高富中央公民館	佐賀588番地2						
7	美山中央公民館	岩佐1177番地1						
8	いわ桜小学校	谷合1159番地						
9	伊自良南小学校	大森540番地						
10	伊自良北小学校	掛217番地						
11	高富小学校	高富1079番地						
12	桜尾小学校	伊佐美726番地						
13	大桑小学校	大桑2389番地2						
14	梅原小学校	梅原1543番地						
15	美山小学校	岩佐763番地						
16	富岡小学校	東深瀬30番地						
17	伊自良中学校	因門954番地						
18	高富中学校	高富2845番地1						
19	美山中学校	富永64番地						
20	伊自良右岸地区クリーンセンター	小倉647番地2						
21	伊自良左岸地区クリーンセンター	大森222番地2						
22	桜尾クリーンセンター	伊佐美840番地4						
23	大桑クリーンセンター	大桑147番地						
24	高富浄化センター	高木1330番地						
25	伊自良第3浄水場	松尾130番地3						
26	円原浄水場	円原320番地						
27	高富水源地	高富1056番地1						
28	西武芸水源地	岩佐876番地1						
29	北部水源地	東深瀬30番地1						

- ・ 基本料金契約単価及び電力量料金契約単価に、消費税及び地方消費税を含む。
- ・ 電力量料金契約単価には、燃料費調整単価を含まない。
- ・ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。
- ・ 時間帯区分：重負荷時間とは夏季の10時から17時までの時間をいう。昼間時間とは8時から22時までの時間をいう。ただし、重負荷時間を除く。夜間時間とは重負荷時間及び昼間時間以外の時間をいう。休日(日曜日、「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日)は、終日夜間時間の料金を適用する。